

大和市告示第 5 9 号

大和市職員資格取得奨励金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 8 日

大和市長 古谷田 力

大和市職員資格取得奨励金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大和市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 2 9 年大和町条例第 1 号）別表第 1 ア 行政職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、任期の定めのない職員（以下「職員」という。）の自己啓発意欲の喚起と意識改革を推進し、職員自らの能力開発を促し、もって本市行政サービスの向上に資するため、職務上有用な資格を取得した者に対して交付する資格取得奨励金（以下「奨励金」という。）について、大和市補助金交付規則（昭和 4 2 年大和市規則第 2 1 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象資格)

第 2 条 奨励金の交付の対象となる資格は、別表第 1 に掲げるとおりとし、職員となった日以後に当該資格の試験を受験し、及び合格し、又は都道府県知事の指定する養成機関若しくは講習会の課程（第 4 条において「養成機関等」という。）を修了して取得した資格（学歴及び実務の経験による認定を含む。）を対象とする。

(奨励金額)

第 3 条 奨励金の額は、予算の範囲内で、別表第 1 の資格の欄に掲げる資格に応じ、それぞれ同表の奨励金額の欄に定める金額とする。

(奨励金の交付申請)

第 4 条 申請者は、資格取得の日（当該資格の試験に合格した後等に登録が必要な資格にあつては当該登録が完了した日、登録が不要な資格にあつては合格証明書、免状等が交付された日をいう。次項において同じ。）以後、速やかに職員資格取得奨励金交付申請書に資格取得を証明する書類を添えて、市長に申請をするものとする。

2 前項の申請（以下「申請」という。）は、資格取得の日から起算して 1 年以内に行うものとし、1 年を超えてなされた申請は、無効とする。

3 申請は、大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 1 7 年大和市条例第 2 5 号）及び大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成 1 7 年大和市規則第 6 1 号）の規定の例により、同条例第 3 条に規定する電子情報処理組織

を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる。

(奨励金の交付決定)

第5条 市長は、申請があったときは、その内容を確認後、交付の可否を決定し、その結果を職員資格取得奨励金交付（不交付）決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(奨励金の交付)

第6条 市長は、奨励金を交付することを決定したときは、前条の規定による通知の後、速やかに奨励金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び奨励金の返還)

第7条 市長は、職員が虚偽又は不正の事実に基づいて第4条第1項の規定による申請をしたと認めたときは、奨励金の交付決定を取り消し、職員資格取得奨励金交付決定取消通知書により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付決定を取り消したときは、既に交付した奨励金の全部又は一部を返還させることができる。この場合においては、職員資格取得奨励金返還通知書により返還すべき額及び返還の期限を定め、当該申請者に通知するものとする。

(様式)

第8条 この要綱で使用する様式は、別表第2のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1（第 2 条、第 3 条関係）

資格		奨励金額
一級建築士（建築士法（昭和 2 5 年法律第 2 0 2 号）第 2 条第 2 項の一級建築士をいう。）		2 5 0, 0 0 0 円
1 級土木施工管理技士（建設業法施行令（昭和 3 1 年政令第 2 7 3 号）第 3 7 条の規定による 1 級の土木施工管理技術検定に合格した者をいう。）		3 0, 0 0 0 円
1 級造園施工管理技士（建設業法施行令第 3 7 条の規定による 1 級の造園施工管理技術検定に合格した者をいう。）		3 0, 0 0 0 円
第一種電気主任技術者（電気事業法（昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号）第 4 4 条第 1 項第 1 号の第一種電気主任技術者免状の交付を受けた者をいう。）	第二種電気主任技術者（電気事業法第 4 4 条第 1 項第 2 号の第二種電気主任技術者免状の交付を受けた者をいう。以下この表において同じ。）の資格取得時にこの要綱による奨励金の交付を受けている場合	1 0, 0 0 0 円
	第三種電気主任技術者（電気事業法第 4 4 条第 1 項第 3 号の第三種電気主任技術者免状の交付を受けた者をいう。以下この表において同じ。）の資格取得時にこの要綱による奨励金の交付を受けている場合	2 0, 0 0 0 円
	上記以外の場合	4 0, 0 0 0 円
第二種電気主任技術者	第三種電気主任技術者の資格取得時にこの要綱による奨励金の交付を受けている場合	1 0, 0 0 0 円
	上記以外の場合	3 0, 0 0 0 円
第三種電気主任技術者		2 0, 0 0 0 円
社会福祉士（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 6 2 年法律第 3 0 号）第 2 条第 1 項の社会福祉士をいう。）		2 0, 0 0 0 円

精神保健福祉士（精神保健福祉士法（平成 9 年法律第 1 3 1 号）第 2 条の精神保健福祉士をいう。）	2 0 , 0 0 0 円
---	---------------

別表第 2（第 9 条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第 1 号様式	職員資格取得奨励金交付申請書	第 4 条
第 2 号様式	職員資格取得奨励金交付（不交付）決定通知書	第 5 条
第 3 号様式	職員資格取得奨励金交付決定取消通知書	第 7 条
第 4 号様式	職員資格取得奨励金返還通知書	第 7 条